

神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県立の障害福祉関係施設（障害者支援施設、障害児入所施設及び視聴覚障害者情報提供施設をいう。以下「県立障害福祉施設」という。）への指定管理者制度の導入に係る指定管理者評価委員会の設置に関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 県立障害福祉施設への指定管理者制度の導入及び継続にあたり、専門的視点及び利用者の観点から意見を徴する機関として、神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、県立障害福祉施設の指定管理者の指定を受けようとする者について、その事業計画等を別に定める審査基準の項目ごとに評価し、福祉子どもみらい局長（以下「局長」という。）に対し結果を報告するとともに、必要な意見の具申、助言等を行う。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから所管課長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経理に関する識見を有する者
- (3) 法務に関する識見を有する者
- (4) 労務管理に関する識見を有する者
- (5) 障害福祉施設の事業内容に精通した者
- (6) 施設等利用者代表

(任期)

第5条 委員の任期は、委員就任を承諾した日から第3条に定める事項について局長に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選任する。
- 3 委員長は、会務を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議の運営)

第7条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、指定管理者として申請を行った者を会議に出席させ、説明等を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者支援施設及び障害児入所施設に関する庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課において処理する。
- (2) 視聴覚障害者情報提供施設に関する庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項に関しては、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。